

ヲ為セシコトアル趣ナルカ職ニ寄モ業界不況ヲ察知
 シ居レルヲ以テ何レモ強イテ主張ヲ為サズ有邪無邪
 裡ニ經過シ来リタル模様ナルカ要後業界頓ニ浩
 氣ヲ口ニスルニ到レルト共ニ會社カ各月下旬職工五名ヲ
 解雇セルニ刺撃セラレ全職工結束ノ上高山高吉外三
 名ヲ代表トシテ去月三十日解雇手當制度ノ制定其他五
 名ヲ條ヨリ成ル別記(一)ノ嘆願書ヲ提出シ本月一日午後
 三時ヲ期シテ其回答ヲ求メタリ
 之ニ對シ工場主山本辰吉ハ回答ノ期日ニハ即座ニ之ヲ
 拒絶ス可キ豫定ナリシモノ如クナルカ家事ノ不幸ニ遇
 ヒタル為メ三日正午工場事務所ニ於テ前記代表者
 會見嘆願事項全部拒絶ノ回答ヲ為シタルカ職ニ寄
 ハ今日午後十時三十分ヨリ全隻作業ヲ中止シテ工場内
 食堂ニ集合シ全三時別記(二)ノ要求書ヲ提出シ之カ實
 徹ヲ計ル可ク申合スル處アリシカ工場主ハ今四時五十分
 前冷様之ヲ拒絶スルハ此ノ問題ノ解決容易ナラストレテ
 臨時休業ヲ發表職工一面ヲ退所セシメタリ而シテ其後

職ニ側ハ第二回要求書トシテ別記(三)ヲ提出シ西區
 田中町芳井房吉方ヲ爭議事務所トシテ兵庫區(實)縣
 下尾ヶ崎所在關西亞鉛鍍金工場及大阪市西區櫻島町於
 在大改鉄板會社職工等數名ノ應援ヲ得テ會社ニ對抗
 中ナルヲ以テ今後相當紛糾ヲ免ル可キモノト豫想セラレ
 經過注意中
 右及申(通)報候也

別記
 嘆願書

一 解雇手當ノ件

- (1) 六ヶ月以下五十日分
- (2) 六ヶ月以上一ヶ年末滿八十日分
- (3) 一ヶ年以上一ヶ月毎ニ日給ノ五日分ヲ支給スルコト
- (4) 退職ノ場合ハ右半額ヲ支給スルコト

二 手當ノ件

(1) 公傷手當ハ給料全額ヲ支給スルコト